

災害に関する町のサポート制度(耐震補強工事他)について

事業名	事業内容	サポート(補助)等
① 木造住宅耐震診断	昭和56年5月31日以前に建築された(昭和56年以前に旧耐震基準で建てられた)住宅については、耐震診断を実施し、診断の結果に基づき、必要な方は耐震補強工事を実施しましょう。	町が派遣する専門家による、耐震診断を無料で受けられます。
② 木造住宅耐震補強計画の作成	補強の為の工事箇所、工事費を検討して補強設計を作成します。	費用の3分の2以内で、9万6千円が限度。 高齢者のみの世帯の場合は割増有(14万4千円が限度)。
③ 木造住宅耐震補強工事	耐震補強計画に基づき、耐震補強工事を実施します。 (工事については、①の事前の耐震診断が必要です)	一般世帯50万円、高齢者のみの世帯(注)は70万円 (補助金交付決定前に、工事を着手すると補助金がもらえないので注意) (注)下記1～4のいずれかに該当する世帯 1. 65歳以上の高齢者のみの世帯。 2. 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者程度等級が1級又は2級の者が居住する者。 3. 介護保険法による要介護者又は要支援者が居住する者。 4. 療育手帳又は精神障害者福祉手帳の交付を受けている者が居住する者。
④ 建築物耐震診断	木造住宅以外の住宅又は建築物の耐震診断。	3分の2以内で用途及び述べ床面積により補助額が異なります。
⑤ ブロック塀等撤去工事	転倒又は倒壊の危険のあるブロック塀の撤去。	2分の1以内で10万円が限度。
⑥ ブロック塀等改善工事	指定された避難路、避難地沿いのブロック塀の改善。	2分の1以内で25万円が限度。

上記制度を利用する場合は、事前に下記 函南町役場 建設経済部 都市計画課 に連絡が必要です。

〒419-0192 静岡県田方郡函南町平井717番地の13 函南町役場 建設経済部 都市計画課 ☎ 055-979-8117 FAX 055-979-8146